

事業所関係者の皆様へ 消防法令の遵守をお願いします!!

●消防法とは

市民の方々を火災から守るために、飲食店や物品販売店などの事業所には、消防設備の設置や防火管理などについて、消防法の規制がかかります。

新築時には、建築基準法に規定する確認申請により、消防の同意を受けた後に建築されます。その後の法令遵守の維持管理状況について、消防職員が一定規模以上の事業所に対して立入検査を実施し、消防法を遵守するよう指導を行っています。

●違反対象物公表制度（平成30年4月1日施行）

「違反対象物公表制度」は、消防法に違反している建物を、利用者や従業員へ周知する制度です。

消防職員による立入検査において、消防法に違反している建物を覚知した場合、岡崎市消防本部のホームページに建物の名称・所在地・違反内容を公表します。

☆「岡崎市 違反対象物」や「○○ビル 違反対象物」で検索できます。



●どのような建物や違反が公表されるの？

消防法により設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが設置されていない重大な違反で、飲食店、物品販売店、ホテル、社会福祉施設、病院など不特定多数の方や避難が困難な方が利用する建物を公表します。（今後は、全ての建物を公表対象にする予定）



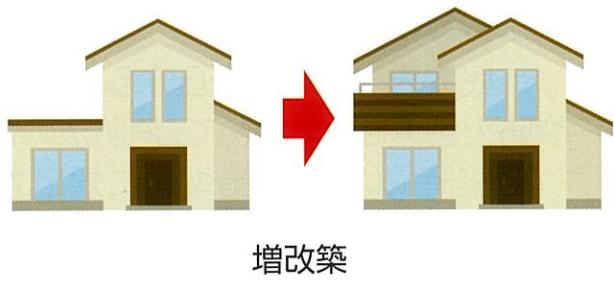
●どのようなことに気をつければいいの？

消防法には、建物の面積、用途、開口部の種類や大きさ、収容人員、階数などによって消防設備の設置基準が定められています。

特に次のような場合には、**消防法の重大違反**に該当する場合がありますので、**事前**に予防課までご相談ください。

●増築や改築、隣接建物との接続を行う場合

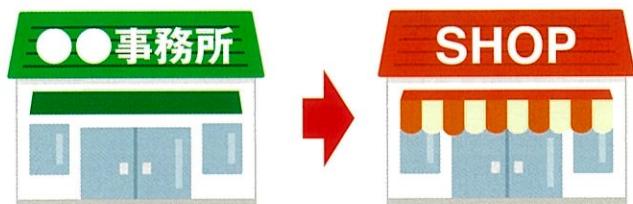
増築はもちろん、屋内で新たに床を張ったり、隣接建物を渡り廊下などで接続する場合には、**必ずご相談ください。**



増改築

●建物やテナントの用途を変更する場合

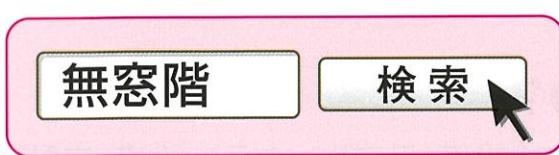
飲食店、物品販売店、ホテル、社会福祉施設、病院など**不特定多数の方**や**避難が困難な方**が利用する用途は、消防法の中でも基準が厳しくなっています。そのため、倉庫や事務所などから飲食店や物品販売店などの用途に変更する場合は、**必ずご相談ください。**



用途変更(例:事務所→物品販売)

●窓や扉を封鎖するように棚を置いたり、窓に格子を設置する場合

「避難上又は消火活動上有効な開口部」の数や大きさが一定基準を満たしていない階を「無窓階」と言い、設備の設置基準が厳しくなります。そのため、**窓や扉を封鎖するなど、人の出入りができなくなる場合や扉の種類を変更する場合は、必ずご相談ください。**



●消防法違反を是正しなかったらどうなるの？

消防機関の度重なる指導に対しても是正意志が認められない場合は、**火災予防上の命令や告発**を行う場合があります。

命令を行うと、建物を利用する市民のために、建物の出入口等に**命令を受けている旨の標識**を掲示し、ホームページ等を利用して、市民の方々へ周知します。



詳しいお問合せは

岡崎市消防本部 予防課 特別査察係 ☎ (0564) 21-9858

〒444-0022 岡崎市朝日町3丁目4番地